

事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 2 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護給付費等の書面による請求に係る経過措置等の周知について（依頼）

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素より御理解と御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、以下のとおり周知いたしますので、各都道府県におかれましては、内容を御了知の上、管内保険者、サービス事業者及び関係団体等への周知に特段の御配慮をお願いいたします。

記

第1 書面による請求に係る経過措置に関する審査支払機関への届出期限の周知について
介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 98 号。以下「請求省令」という。）において、原則として伝送又は電子媒体による請求に限定されること、一部の例外として書面による請求が可能とされたサービス事業者等については、平成 29 年度末までに審査支払機関に届出を行う必要があるとされています。

書面による請求に係る経過措置についての審査支払機関への届出期限まで約 2 か月となったことから、各都道府県及び保険者におかれましてはサービス事業者及び関係団体等に対し改めて周知いただきますようお願いいたします。

周知に当たって、広報資料（別添）をお送りしますので、研修会等での周知、ホームページへの掲載、窓口での配布等に御活用いただきますようお願いいたします。

第2 介護療養型医療施設に係る対応について

現在書面による請求を行っている介護療養型医療施設が平成 30 年 4 月以降に介護医療院へ移行した場合の取扱いについては、「書面による請求に係る経過措置に関する Q & A の改正について」（平成 29 年 11 月 7 日当課事務連絡）において、「引き続き、経過措置の対象とすることを検討している。」とお示したところですが、今後、請求省令の改正により以下の取扱いとすることといたしましたので、お知らせいたします。

- ①現行の経過措置の規定に基づき、伝送又は電子媒体による請求を行うことが困難である旨を平成 29 年度末までに審査支払機関に届出を行った介護療養型医療施設が介護医療院、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護を行う事業者（以下「介護保険施設等」という。）へ移行した場合又は②現行の経過措置の規定に基づき、伝送又は電子媒体による請求を行うことが困難である旨を平成 29 年度末までに審査支払機関に届出を行った介護老人保健施設（平成 18 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに療養病床等から転換して許可を受けたものに限る。）が介護医療院へ移行した場合において、以下の要件を満たしていれば、引き続き書面による請求を可能とする。
- ・ 移行先の介護保険施設等においても引き続き書面による請求を可能とする現行の例外規定の要件に該当していること。
 - ・ 移行先の介護保険施設等から審査支払機関に再度届出が提出されていること。

第 3 磁気テープ（MT）を用いた請求の廃止について

現在、電子媒体による介護給付費等の請求を行う場合には、磁気テープ（MT）、フレキシブルディスク又は光ディスクを使用した方式によることとしているところですが、磁気テープ（MT）を使用した方式による請求は実質的に既に行われていないため、審査支払事務の一層の効率化の観点から、請求省令を改正し、平成 30 年度以降、磁気テープ（MT）を使用した方式による請求を廃止する予定です。